

「城陽市ポイ捨て禁止条例の制定について」の審議に伴う
参考資料について

【(仮称)城陽市ポイ捨て禁止条例(骨子案)についての市民意見募集(パブリックコメント)の実施結果について】

1 実施目的

城陽市ポイ捨て禁止条例を制定するに当たり、広く市民等の声を反映させるため、当該条例(骨子案)についての意見を募集した。

2 実施概要

▼ 募集期間

令和5年(2023年)7月1日(土)

～令和5年(2023年)7月31日(月)

▼ 対象者

市民等(市内在住・在勤・在学の者、市内事業者、納税義務者)

▼ 閲覧場所等

衛生センター、環境課、行政情報資料コーナー(※)、市ホームページ

※行政情報資料コーナーの内訳

1. 市役所行政情報資料コーナー 2. 陽寿苑 3. 陽和苑
4. 市内各コミセン(寺田コミセンを除く。) 5. 城陽市立図書館
6. 健康推進課(保健センター)

▼ 提出方法

上記の場所に配架し、又は掲載している所定の様式等に意見を記入いただき、実施期間中に環境課(ごみ減量推進係)まで、郵送、持参、FAX、電子メールのいずれかの方法で提出

3 実施結果

▼ 意見提出数

10名（25件）

▼ 提出方法の内訳

郵送 2名

メール等 8名

4 (仮称) 城陽市ポイ捨て禁止条例(骨子案)に対するパブリックコメントへの回答内容

NO	指摘箇所	意見	市の考え方	対応
1 1	制定背景等	<p>本条例については、約30年前に福岡県北野町で制定されて以降6割を超える自治体で制定され、京都府でも半数以上が制定されており、内容の精査や制定による効果が把握できるものと考える。今回、プラスチックごみの深刻化と新名神高速道路の開通による交流人口の増加を背景にしたものではあるが、現況の把握と目指す効果目標を明確にしたものでないと、今制定する意義がないと考える</p> <p>亀岡市では、2018年に「かめおかプラスチックごみゼロ宣言」をしたうえで2020年に条例制定されており実態や取り組みを踏まえてのものと考える</p> <p>クリーン作戦等での活動も定着してきている中で、城陽市内の各地域にどれだけポイ捨てのゴミがあり、課題は何かを分析をしたうえでの条例制定でなければ、制定することが目的となってしまうと考える</p> <p>また、5月に策定された城陽市地球温暖化対策実行計画にももっと明記してあるべきで、今回の制定の背景として記載しておく必要がある</p>	<p>現況の課題把握・分析については、数値化は困難ですが、すでに実施しているところです。</p> <p>また、地球温暖化対策実行計画との位置づけについては、条例本文への記載は考えておりませんが、条例制定の背景として整理してまいりたいと考えております。</p>	原案どおり
2	(2) 交流人口、関係人口の増加	<p>川や海に流れ出すゴミをなくすためのポイ捨て禁止条例の制定に賛成します。</p> <p>特に城陽市以外から来る人に対して条例の周知をしっかりとほしいです。</p> <p>アウトレットの駐車場等にごみ箱や灰皿を設置してポイ捨てを抑止してほしいです。</p>	<p>本条例は、市民だけでなく市外からの来訪者も対象としております。城陽を訪れる多くの人々にも「きれいなまち・美しいまち城陽」を体现してもらおうよう、美化の周知に努めてまいります。</p>	原案どおり
3 2	条例の概要 (3) 市の責務	<p>条例の制定目的を確実なものにするためにも、実態把握が重要であると考える</p> <p>このため、市の責務として現地確認等のパトロール等が必要であり、新たな仕組みを考慮すべきで、市の責務として、体制の確保、情報提供を明確にすべきと考える</p>	<p>監視体制等については必要なことでありますので、施行規則等の中で対応していくたいと考えております。</p>	原案どおり
4	(5) 市民団体の責務	<p>・・・施策に協力し、環境の美化に関する情報提供や・・・については誰に対して、どのような範囲でが不明確であり、「当該市民活動を通じて」(と考えるが)を明記すべき</p>	<p>ご意見を踏まえて条文に反映させていただきます。</p>	<p>「市民団体は、美しいまちづくりの推進に関する意識の向上及びその活動の際の環境の美化に努めるとともに、ポイ捨ての防止のために市又は関係機関が実施する施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>2 環境の保全を図る活動を行うことを目的とする市民団体は、その活動を通じて、環境の美化に関する情報の提供及び環境の保全に関する教育又は学習の機会の提供に努めなければならない。」とします。</p>

4 (仮称) 城陽市ポイ捨て禁止条例（骨子案）に対するパブリックコメントへの回答内容

NO	指摘箇所	意見	市の考え方	対応
5	(8) 回収容器の設置等	自動販売機に回収容器を設置するのは勿論のことだと思います。コンビニエンスストアなどの小売店においてもゴミ箱と灰皿の設置を推奨していただきたい。	コンビニなどにごみ箱や灰皿を設置することについては、ポイ捨てを防ぐ受け皿になり得る一方で、販売している物と無関係の家庭ごみ等を捨てるなどの不法投棄の温床にもなり得ることから、店内に回収容器を設置している所もあります。また、自動販売機では、その場で消費できないもの（冷凍食品等）を販売している場合は回収容器の設置が必ずしも要しないことから、回収容器の設置について適切な表現になるよう、条文を整理させていただきます。	「自動販売機により飲食物又は物品を販売する者は、当該自動販売機の販売物から排出されたペットボトル等を回収するために、当該自動販売機の周辺にリサイクル用回収設備（ペットボトル等を回収するための設備をいう。）を設置し、及び適正に管理するよう努めるとともに、当該自動販売機の周辺の美化及びペットボトル等の再資源化に努めなければならない。」とします。
6	(8) 回収容器の設置等	自動販売機に限定せず販売者の責務として設置すべきと考えるため、範囲を拡大すべき	回収容器の設置範囲の拡大は、ポイ捨てを防ぐ受け皿になり得る一方で、販売している物と無関係の家庭ごみ等を捨てるなどの不法投棄の温床にもなり得ることから、店内に回収容器を設置している販売業者もあります。また、自動販売機では、その場で消費できないもの（冷凍食品等）を販売している場合は回収容器の設置が必ずしも要しないことから、回収容器の設置について適切な表現になるよう、条文を整理させていただきます。	「自動販売機により飲食物又は物品を販売する者は、当該自動販売機の販売物から排出されたペットボトル等を回収するために、当該自動販売機の周辺にリサイクル用回収設備（ペットボトル等を回収するための設備をいう。）を設置し、及び適正に管理するよう努めるとともに、当該自動販売機の周辺の美化及びペットボトル等の再資源化に努めなければならない。」とします。
7	(9) ポイ捨て防止の重点区域の指定	駅前を区域に指定するのか。重点区域に指定する前に住民説明会を求める。	重点区域の考え方については、ポイ捨てが多い場所を指定することで抑止につなげる目的のほかに、すでにきれいに保たれている場所を、他のモデル地区的に周知する目的で指定する場合も考えられます。指定にあたっては、市民からの情報や地域の美化活動状況等、様々な条件を加味しながら実施してまいりたいと考えております。	原案どおり
8	(9) ポイ捨て防止の重点区域の指定	プラスチックごみの海洋汚染の問題は深刻です。また、陸地でも動物や鳥なども汚染にさらされています。その事は人間に返ってくることと思われます。しかししながら、こういう条例を作らなければならない状況というのは悲しいことです。昭和の人間はポイ捨てなど考えもしない、少なくとも私は、条例を作っても改善されるのか、不安が残ります。重点区域とはどういうことか、何かの取組時か、アウトレットなど他府県他都市から的人が流入する場所を考えておられるのか、よくわかりません。取り組むなら、城陽市全体に適用すればよいと思います。	重点区域の考え方については、ポイ捨てが多い場所を指定することで抑止につなげる目的のほかに、すでにきれいに保たれている場所を、他のモデル地区的に周知する目的で指定する場合も考えられます。 ポイ捨て禁止については、ご意見の通り市全体で取り組むものであり、その中で特に個別で施策を実施する必要が生じた場合に対応できるように重点区域を設定しております。	原案どおり

4 (仮称) 城陽市ポイ捨て禁止条例(骨子案)に対するパブリックコメントへの回答内容

NO	指摘箇所	意見	市の考え方	対応
9	(10) 指導	<p>チリも積もれば山となる例えがあります。条例の制定は賛成です。ただし、条例があつても見て見ぬふりでやり過ごすだけの街になれば、返って環境に対する市民の意識や行政への信頼が低下します。</p> <p>将来想定される事態に備えて条例の実効性を担保しておくことが必要と思います。</p> <p>条例案では指導、勧告及び命令の実行者はそれぞれ市長となっていますが、現実には指導を要する状況では指導員の配置で対応することになります。</p> <p>指導の条項に「市長はこの条項による指導にあたり必要に応じて指導員を任命することができる。」等の規定を設けておくと即応性のある対応が可能です。</p>	指導にあたっての規定については、施行規則等において定めるなど、検討してまいります。	原案どおり
10	(13) 過料	<p>過料とした理由は?市条例では警察は動かない。誰がポイ捨て犯人を捕まえ、過料を徴収するのか?市職員では、無理だ</p> <p>ゴミ捨て場から金属を抜取る人に罰金を科した事実がなく、抜取る人拡大中</p>	実効性の困難は認識しているところですが、ポイ捨てを防止する抑止力となるように施策を進める中で充実させてまいりたいと考えております。	原案どおり
11	(13) 過料	<p>さらに、違反者への過料が2万円以下の(案)となっていますが、この額では抑止力にならないのではないかでしょうか。いわゆる不法投棄の罰則は、「個人の場合は5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金、またはその両方。法人の場合は3億円以下の罰金。」です。私がここで何を書こうが、結局は積極的な見回りや過料の適用はほぼ実施されず、せいぜい注意する程度で終わるだけの条例になる気がして仕方がないのですが、抑止力を持たせるのであれば、せめて罰則については、いわゆる不法投棄の罰則レベルとまではいかなくとも、相応の重さに設定すべきではないでしょうか。</p> <p>もしくは、巡視員をたくさん雇って、ポイ捨てを見つけたら、注意ではなく確実に数千円を徴収する厳格適用をするのもよいと思います。</p> <p>そういう意味でも、条例を制定するにあたり、確実に実施する運用方法も併せて立案するべきと考えます。</p>	実効性の困難は認識しているところですが、ポイ捨てを防止する抑止力となるように施策を進める中で充実させてまいりたいと考えております。	原案どおり

4 (仮称) 城陽市ポイ捨て禁止条例(骨子案)に対するパブリックコメントへの回答内容

NO	指摘箇所	意見	市の考え方	対応
12	(13) 過料	ポイ捨てに過料を取って、ポイ捨てを減らすより、清掃で綺麗にしている人や団体を顕彰することの方が長い目で効果があるのではないか。	環境美化に取り組む団体に対して、市では団体等の美化活動実績報告をホームページで広く周知しております。 また環境省では「地域環境美化功績者表彰」、京都府では「京都府環境保全功労者表彰」などの表彰制度があります。 これらの取り組み以外にもポイ捨て抑止につながる顕彰等の実施については、今後の具体的な施策の中で検討していきたいと考えております。	原案どおり
13 ④ その他		ゴミを捨てる行為に罰則を与えるのは、否定はしませんので賛成多数であればそれで良いと思います。ただ、自分でもまだできていませんが、ゴミを見ついたら拾って始末をする、というように一人でも多くの人がなれば、ゴミを捨てる行為も減るのではないか。	環境美化のためには、一人一人の心がけが大切です。本条例の趣旨を多くの方にご理解いただける様、周知等に努めてまいります。	原案どおり
14		そもそも、強い指導をしたり、過料を科したりしても心に不満を残すだけで、改善しないような気がします。それより、ポイ捨てによって起こっている事実を広報やホームページで知らせる機会を多く作って、たくさんの人に見て頂くとか、小中学校で子どもたちに伝える機会を増やすとか、このままでは大変になるということを多くの方に知らせる努力が必要ではないでしょうか。	市民等への周知については、ポイ捨てによる影響をいかに知らせるか、次世代を担う子どもたちにどう伝えるかが大切です。効果的な周知方法・わかりやすい周知内容等、伝わる発信方法に努めてまいります。	原案どおり
15		1 「制定の背景」 2 「条例の概要」とともに、理解・納得できるものであり、今後この条例を根拠に様々具体的な施策が展開されることを期待するとともに、当会でも可能な範囲で協力してまいりたいと思います。	市民団体のみなさまとも協力しながら、周知・啓発と効果的な施策に努めてまいります。	原案どおり

4 (仮称) 城陽市ポイ捨て禁止条例（骨子案）に対するパブリックコメントへの回答内容

NO	指摘箇所	意見	市の考え方	対応
16		<p>「ごみのポイ捨て行為をなくし、さらなる美しいまちを目指すとともにプラスチックごみの海洋流出を防ぐため・・・」という理念はよいことと思いますので、積極的に、そして厳格に罰するべきものは罰して行かないことには推進する意味がないです。</p> <p>ただし、気になることがあります。</p> <p>「美しい街」を目指すにあたり、ポイ捨てをメインにする必要はどこにあるのでしょうか？</p> <p>私がずっと、電話やLINE通報機能を利用して改善を訴えている、西城陽中学校北側のフレッシュバザール等に通じる新しい道沿いにおける、農耕車両による車道及び歩道への大量の土砂放置も、立派なゴミ投棄であり、だれが見ても「美しくない」状態とは思いませんか？</p> <p>さらに、木津川堤防の桜並木周辺の不法投棄ゴミも大いに改善して欲しいです。</p> <p>そういう、街全体を美しく保つための、まちの汚れのすべてを対象にした条例にしないと、また、マナー向上に寄与するような条例にしないと、美しい街にはならないと思いますがいかがでしょうか？</p> <p>また、条例を作ったところで、見回りや厳格な罰則適用がなされないのであれば、絵に描いた餅であり、条例を制定する意味がないため、制定するのであれば、そういう運用の仕方までを明確に広報してください。</p> <p>なお、木津川堤防については、車両の乗り入れを見て見ぬふりで放置していることが大きな原因であり、指定車両以外の車両の乗り入れ、駐車を全面禁止にすれば、ごみの量は確実に減らすことが可能です。</p>	<p>不法投棄については、警察等の関係機関と連携した法律にもとづく対応で実施することができますが、法律だけでは網羅できない美化の推進施策として、本条例を制定するものです。見回りや罰則等、未然・事後のポイ捨て禁止施策についても効果的な広報に努めてまいります。</p> <p>なお、本条例へのご意見以外の内容については、所管課へ情報提供させていただきます。</p>	原案どおり
17		<p>農耕車両による泥の問題、木津川堤防への車両の乗り入れについては、これまでに何度も、市職員さんに電話等でお願いしてきましたが、本気で向き合っていただけなく、何年たっても根本的な解決には至っておりません。というか全く改善されていない。</p> <p>条例を作る建前だけの事業ではなく、本当にまちを美しくするために何が必要なのか、どうするべきなのかを本気で考え、厳しく行動する施策、事業の推進を期待しております。ここに書いた道路の泥汚れ、木津川のゴミ（と車両の関係）問題については、パブリックコメントを募集したからには、面倒な意見だからと隠さず、集まった意見の1つとして、絶対に広報資料にも掲載願います。</p>	<p>市、市民等、市民団体及び事業者が一体となって清潔できれいなまちの美化を推進するため、効果的な施策の実施に努めてまいります。</p> <p>なお、本条例へのご意見以外の内容については、所管課へ情報提供させていただきます。</p>	原案どおり

4 (仮称) 城陽市ポイ捨て禁止条例(骨子案)に対するパブリックコメントへの回答内容

NO	指摘箇所	意見	市の考え方	対応
18		<p>約10年前に、私が所属する老人会で街を綺麗にしたく、3人で立ち上げて、月に1回、バス停のある公園2ヶ所の公園前(バス停付近)のポイ捨てされたごみ拾い(空き缶・ペットボトル・ビニール袋などと、たばこの吸い殻など)を始めました。最初の半年間近くは結構なごみを回収しましたが、段々とそれらのところのごみが少なくなっていました。「継続は力なり」を合言葉に、さらに3人で続けましたところ、公園もバス停前もポイ捨てする人が無くなつて、いつも綺麗でした。2年目からは、止めようと思いましたが、約3年続けました。その後、体調こわす方も出て休み休み実施して来ました。現在は実施していませんが10年以上たった現在でもポイ捨てする人が殆んどいなくなり、綺麗な公園・バス停広場が続いています。</p> <p>その後、バス停前に我が老人クラブの会員がプランターに花を植えてくださり、さらに街がきれいになつて、地域の皆さんに喜んで頂いています。</p> <p>そこで得たことですが、「綺麗なところには、ポイ捨てしない」が分かりました。</p>	<p>「綺麗なところには、ポイ捨てしない」は、まさに本条例の目指すところです。市内のあらゆる場所がポイ捨てなど考えられないくらい綺麗に保たれればこれ以上のことはありません。本条例にて少しでもポイ捨てが減らせるよう、ポイ捨てゼロを目指した取り組みを進めてまいりたいと考えております。</p>	原案どおり
19		<p>私は、環境立国デンマークを20年前に訪れました。ごみひとつない綺麗な街。自動車が少なく、自動車は荷物を運ぶもの、人の移動は自転車が主流でした。自家用自動車の購入は日本の約3倍の購入費用が掛かるとの事でした。移動の省エネに自転車をフル活用してCO₂の排出を抑制していました。自動車は利便性に優れていますが、中古車を含め日本は自動車が多すぎると思います。・・・現在起きている、ビッグ・モーター社問題も含め、自転車の活用で、城陽市からゼロカーボンシティの街にすべきだと感じています。幹線道路へのポイ捨ても自動車利用者が多いのではないでしょうか。高速道路化で発展する「NEW城陽」、ポイ捨ての無い綺麗な街にしたいものです。</p>	<p>幹線道路沿いのポイ捨てについては、全国幹線道路沿いにある自治体共通の課題です。先進自治体事例等を調査・研究し、関係機関と連携しながら対応してまいります。</p>	原案どおり
20		ポイ捨てで街を綺麗にする標語やポスターを募集して、顕彰し、教育、宣伝し、市民が共有する。	ポイ捨て禁止に関するポスター・看板等については、市民等の力を反映できるよう、具体的な施策について検討してまいります。	原案どおり
21		ポイ捨てをしない、学校教育に力を入れる。(低学年や保育園など)	次世代を担う子どもたちにまちの美化等、環境に対して意識を持つてもらえるよう、あらゆる場面での周知等に努めてまいります。	原案どおり

4 (仮称) 城陽市ポイ捨て禁止条例(骨子案)に対するパブリックコメントへの回答内容

NO	指摘箇所	意見	市の考え方	対応
22		ごみは自然に増加していくものです。※自然科学の法則です。今やプラスチックごみが海洋に氾濫して、私たちの食生活を汚染しています。(マイクロプラスチック等)。	ポイ捨て禁止にかかる施策を進めることで、海洋プラスチックごみの抑制に寄与できるよう、効果的な施策に努めてまいります。	原案どおり
23		そのために、生産者のプラ飲料水の抑制、自動販売機が多すぎないかの調査・検討を実施する。	ポイ捨て抑止のため、効果的な施策の調査・研究に努めてまいります。	原案どおり
24		飲料水用のプラスチックごみも目立ちます。水道水が安く、ペットボトルの運搬も不要となり極めて省エネとなります。水道水の普及活用の推進にも力を入れる。 ※エントロピーの法則とも言って、すべてのモノは拡散しやすく戻りにくい。戻るときは人が戻すか、エネルギーを使って戻さなければならない。したがって、ごみとなるモノは人の力で最小限に生産抑制し、川上でごみを減らさなくては、ならないのです。	いまや自動販売機やコンビニ、量販店等で飲料水はどこでも入手でき、その多くはペットボトルなどのプラスチック製容器に入っています。川上でごみを減らすためには、買い手の意識、売り手の意識双方の改革が必要です。ポイ捨て抑止のため、効果的な施策の検討に努めてまいります。	原案どおり
25		経済・文明の発展は、まちがいなく多量のごみを出します。新しい家電、自動車、テレビが生まれる度に古くなったものは廃棄されます。一部はリサイクルされるというが、そんなものは微々たる量です。殆んどは廃棄され、それは焼却・投棄・埋立てという方法で人の目から触れぬよう姿を消すだけです。だが、この姿を消すものたちが、姿を消す時、地球の上にCO ₂ をまき散らしているのです。 今夏も体温を超える高い気温に熱中症で倒れる人が続出しているだけでなく、異常気象や豪雨被害が頻繁に起きています。・・・もはや人間が地球で生存できない危機を迎えていることを知らねばなりません。よって「温暖化⇒沸騰化」と言われる危機の時代に遭遇しています。	地球規模の危機を防ぐには市民一人一人の努力が不可欠です。なるべくごみを排出しない3Rの取り組みをさらに周知・啓発するなど、引き続き意識啓発に努めてまいります。	原案どおり

※個人名や個人が特定される文言が含まれている箇所については省略、その他は原文ママ